

官報

号外

昭和三十六年五月十七日

第三十八回 参議院會議錄第二十六号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午前十一時十九分開議

議事日程 第二十五号

昭和三十六年五月十七日

午前十時開議

第一 通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 防災建築街区造成法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一 通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

二、日程第二 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案

一、日程第四 防災建築街区造成法案

案

一、日程第五 労働省設置法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 一松 定吉君

文教委員 村松 久義君

同 小沢久太郎君

運輸委員 石原幹市郎君

建設委員 下條 康麿君

同 二見 甚郷君

同 鈴木 強君

同 田畑 金光君

同 曾根 益君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同 久保 等君

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を地方行政委員会に付託した。

選挙制度審議会設置法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

選挙制度審議会設置法案

地方交付税法及び地方財政法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

機械類賦払信用保険臨時措置法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外務省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案

同日議員から左の議案が撤回された。政治的危害行為の防止に関する法律案(棚橋小虎君外三名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。 外務省設置法の一部を改正する法律案	内閣委員 平島 敏夫君 運輸委員 一松 定吉君 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 一松 定吉君 運輸委員 平島 敏夫君 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。 昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号) 昭和三十六年度政府関係機関予算補正(機第1号)	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 予算委員 小山邦太郎君 同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。 理事 後藤 義隆君(中野文門君の補欠) 同 相馬 助治君(松浦清一君の補欠)	家畜商法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。 政治的暴力行為防止法案(早川崇君外七名提出) 昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 安田 敏雄君 同 千葉 信君 法務委員 松本治一郎君 大蔵委員 佐野 廣君 農林水産委員 戸叶 武君 農工委員 吉田 法晴君 運輸委員 大和 与一君	旧沖繩県の地域における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(基政七君外二名発議) 昭和三十七年における参議院議員選挙の選挙運動等の臨時特例に関する法律案(石原幹市郎君外四名発議) 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。 小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案 運輸委員会に付託 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。 公立高等学校施設費国庫補助法案(山崎始男君外九名提出) 同日委員長から左の報告書が提出された。 通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に
同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 日本国とパキスタンとの間の友好通商条約の締結について承認を求めるの件 同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 建設業法の一部を改正する法律 特殊土じ、より、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。 義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(村山喜一君外九名提出) 同日内閣から左の報告書を受領した。 昭和三十五年度第三・四半期における国庫の状況報告書 同日内閣総理大臣から議長宛、気象庁長官と達達夫君の第三十八回国会政府委員を免した旨の通知書を受領した。 一昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。 予算委員 高橋進太郎君	同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。 関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表(日本国の議許表)に掲げる譲許を修正し、又は撤回するためのドイツ連邦共和国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託 中央卸売市場法の一部を改正する法律案 家畜取引法の一部を改正する法律案	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 内閣委員 大和 与一君 同 吉田 法晴君 法務委員 戸叶 武君 大蔵委員 迫水 久常君 農林水産委員 安田 敏雄君 農工委員 千葉 信君 運輸委員 松本治一郎君 同日議長から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。	
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 外務省設置法の一部を改正する法律 厚生省設置法の一部を改正する法律 去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。				

設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件議決報告書
結核予防法の一部を改正する法律案可決報告書
防災建築街区造成法案可決報告書
労働省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

○議長(松野鶴平君) これより本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。大谷豊潤君から、海外旅行のため会期中請暇の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件。

日程第二、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)。

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長木内四郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし

書の規定に基づき、国会の承認を求める。

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定
日本国政府及びキューバ共和国政府は、

両国間の通商関係を改善し、及び発展させることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに関し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に関し、輸入及び輸出に関連する規則及び手続に関し、輸出貨物に対する内国税の適用に関し、輸出貨物について又はこれに関連して課されるすべての内国税その他すべての種類の内国税課徴金に関し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関し、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原

産地とする産品又はいずれかの第三国に仕向けられる産品に対して与えているか又は将来与えるすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に対し、即時に、かつ、無条件に与えられる。

2 1の規定は、日本国に対し、キューバ共和国がもつばらアメリカ合衆国の産品に与えているか又は将来与える関税及び課徴金に関する特惠又は利益の享受を要求する権利を与えるものではない。

第二条

1 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に

おける支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関し、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関し、いかなる第三国の国民及び会社にも与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 1の規定は、いずれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約国として有するか又は有すること

がある権利及び義務に合致するような為替制限を課することを妨げるものではない。

3 いずれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に対し、又は当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に対し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、この限りでない。

4 3の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、貨物の輸入及び輸出について、当該一方の締約国が、2の規定に基づいて当該時に課することができるとする為替制限と同等の効果をもつ制限又は統制をすることができ。

第三条

1 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域に当該他方の締約国の法令の規定に従って入ることを許され、かつ、入国に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民にも与えられる

待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内における滞在、旅行及び居住並びに同領域からの出国に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

前記の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第四条

いずれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにする場合

を除くほか、収用し、又は使用してはならず、また、正当な補償なくして収用し、又は使用してはならない。この条で取り扱うすべての事項については、いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、いかなる第三国の国民及び会社と与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第五条

1 各締約国は、国家企業を設立し、若しくは維持し、又はいずれかの企業に対して排他的の若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与えるときは、その企業を、輸入又は輸出を伴う購入又は販売に際し、民間貿易業者が行なう輸入又は輸出に影響を及ぼす政府の措置についてこの協定に定める無差別的待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。この目的のため、前記の企業は、この協定の他の規定に受当な考慮を払った上で、前記の購入又は販売を商業的考慮（価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件等に関する考慮をいう。）に従つてのみ行なわなければならない。また、他方の締約国

の企業に対し、前記の購入又は販売に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

2 1の規定は、再販売するため又は貨物の生産に使用するためでなく、直接に又は最終的に政府用として消費する産品の輸入には、適用しない。各締約国は、そのような輸入に関しては、他方の締約国の貿易に対して公正かつ衡平な待遇を与えなければならない。

第六条

1 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と均等の条件で、外国との間における通商及び航海のため開放されている他方の締約国のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともに入ることができ、これらの船舶は、当該他方の締約国の港、場所及び水域において、すべての事項に関して、当該他方の締約国及び第三国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

2 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の領域に又はその領域から船舶で輸送することが

できるすべての貨物及び人を輸送する権利に関して、当該他方の締約国及び第三国の同様の船舶に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。また、これらの貨物及び人は、(a)すべての種類の関税及び課徴金、(b)税関事務並びに(c)奨励金、関税の払いもどしその他この種の特権に関して、当該他方の締約国の商船で輸送される同様の貨物及び人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第七条

この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はそれらを修正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有するか又は有することがある権利及び義務については、両締約国が当該協定の締約国である限り、影響を及ぼすものではない。

第八条

この協定の規定は、各締約国が次の事項に関する措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。

- (a) 公共の安全若しくは国防又は国際的平和及び安全の維持
- (b) 武器、弾薬及び軍需品の取引
- (c) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び害生物に対する動植物の保護
- (d) 金又は銀の貿易

第九条

各締約国の政府は、他方の締約国の政府がこの協定の実施から又はそれに関連して生ずる問題に関して行なう申入れに対して好意的考慮を払わなければならない。また、協議のため適当な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

第十条

1 この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにハヴァナで行なわれるものとする。

2 この協定は、効力発生の日から三年間効力を有し、その後も効力を存続する。ただし、この協定は、いずれか一方の締約国の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を少なくとも三箇月の予告をもつて書面により通告し

た場合には、前記の三年の期間の終了の日に又はその後を終了する。

以上の証憑として、このために正當に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百六十年四月二十二日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本書による。

日本国政府のために

藤山愛一郎

キューバ共和国政府のために

ラウール・セペーロ・ポニ
リア

議定書

通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名の代表者は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、同協定の不可分の

一部と認められる次の規定を協定した。

1 協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他営利を目的とする事業活動に従事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

2 第三条1の規定に関し、いずれの一方の締約国も、旅券及び査証に関するすべての事項を相互主義に基づき特別の協定により規制すべきことを要求することができ

3 第三条3の規定に関し、いずれの一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に基づきべきことを要求することができ

4 この協定のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関して、いかなる権利をも許し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

5 第四条の規定は、いずれか一方の締約国の領域内で収用され、又は使用された財産で他方の締約国の国民及び会社が直接又は間接に利益を有するものについても適用する。

6 第六条2に関し、各締約国は、沿岸貿易に従事する権利を自国の船舶のみに留保することができ

る。もつとも、いずれの一方の締約国の船舶も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のいずれかの港から他の港に向かつて航海を続けることができる。

7 協定のいかなる条項も、キューバ共和国に対し、(a)千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第二条の規定に基づいて日本国がすべての権利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に対して、又は(b)同平和条約第三条に掲げるいずれかの地域に対する行政、立法及び司法に関し同条後段に掲げる事態が継続する限り、同地域の原住民及び船舶並びに同地域との貿易に対して日本国が与えているか又は将来与える権利及び特権の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

千九百六十年四月二十二日に東京で、日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違があるときは、英語の本書による。

日本国政府のために

藤山愛一郎

キューバ共和国政府のために

ラウール・セペーロ・ポニ
リア

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野 樗牛

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定

国際連合（以下「機構」という。）及び日本国政府（以下「政府」という。）は、千九百五十四年にラングーンで開催された犯罪の防止および犯罪者の処遇に関する第一回国際連合アジア及び極東セミナーによつて全会一致で採択された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所の設置を勧告する決議を実施す

ることを希望し、次のとおり協定した。

第一条 研修所の設置、目的及び事業

1 犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東研修所は、この協定の規定に基づき、機構及び政府により日本国に設置される。

2 この研修所の目的は、犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野に關し、並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行なうこととする。

3 研修所の主要な事業は、次のとおりとする。

(a) 犯罪学、刑罰学並びに少年非行及びこれに伴う教化手段(社会学、心理学、精神医学及び行刑に伴う社会的援助を含む。)に關する主要な理論及び實際について十分な基礎知識を与えるため研修計画を実施すること。この研修計画は、被拘禁者及び少年犯罪者の地位に關する適切な立法及び行政規則のための主要な原理についての包括的な研究を含むものとする。

(b) 關係地域内の諸政府及び類似の諸施設に對し、すべての必要な情報をできる限り提供し、並びに研修所の事業の範圍内において資料を収集し、資料を分類し及び成果を配布することによりこれらの諸政府の犯罪防止事業の実施に協力して、これらの諸政府及び諸施設との連絡を維持すること。

(c) 日本国の適當な施設で実地研修を行なうこと。

第二条 研修所の組織及び教育方法

1 研修所に、次の職員を置く。

(a) 機構が政府と協議して任命し、かつ、機構が給与を支給する所長一人。所長は、機構に對し責任を負い、研修所の事業について機構に報告するものとする。所長の職務は、次のとおりとする。

i 次長と協議して、研修所の研修及び調査の計画(第一条3(c)に掲げる施設におけるその実施を含む。)を作成し、及びこれについて指示すること。

ii 次長と協議して、研修所の事務局を組織し、かつ、これを指揮し、並びに、次長と協議して、この協定に基づき政府により提供される研修所の専門職員及び事務職員並びに關係地域内の他の諸政府との取極に従いこれらの諸政府により指名される職員を選ぶこと。

iii 研修及び調査の資料並びに、適當なときは、調査計画の結果の出版物を關係地域内に配布すること。

iv 類似の国内及び國際の団体及び当局と研修所の事業に關する情報の交換を促進すること。

v 初年度の終了の際及びその後一年を経過するごとに、研修所の事業及び次年度の計画に關する年次報告を機構及び政府に提出すること。

(b) 政府が機構と協議して指名する次長一人。次長は、研修所の発展を助長するため政府の適當な当局と連絡することを含めて、所長の職務の執行について所長を助ける。次長が不在のときは、上席の日本人職員が臨時の次長として行動する。

(c) 機構が政府と協議して任命し、かつ、機構が給与を支給する高級顧問一人。高級顧問は、研修所の計画及び調査の実施を管理し、並びに研修所の出版物について責任を負う。所長が不在のときは、高級顧問が臨時の所長として行動する。

(d) 必要な教育職員、調査職員、通訳及び翻訳職員並びに事務職員

2 研修所に、管理部門及び事務部門のための施設並びに教育、通訳及び翻訳並びに調査の便益のための施設を設ける。

3 教育方法は、主として、講義及び討論又はセミナーからなる。研修所で使用する教材は、なるべく、基礎的な教科書、事例集及び視覚資料とし、施設の見学及び施設における実地研修により補うものとする。研修所は、さらに、短期間の特別再教育及び生ずることがある問題に應ずる特別研修を行なう。

4 研修所の用語は、英語及び日本語とする。日本語で行なわれる教育、調査又は研修は、同時に英語に通訳されるものとする。日本語で提供される教材その他の資料は、英語によつても利用することができるようにするものとする。

5 研修所は、その性格及び目的を助長するため、その事業に關し關係地域内の他の国の協力を確保するように努めるものとする。

6 研修所の規則は、所長及び次長が作成する。

7 機構は、必要なときは、研修所を視察させ、及びその活動について機構に報告を提出させるため適格な役員又は専門家を指名することができ。

第三条 機構の義務

機構は、資金があることを条件として、五年をこえない期間、研修所のために次の技術援助を提供する。

(a) 千九百六十一年には、所長及び高級顧問の役務、關係地域内の日本国以外の国のための五人分から十人分までの奨学金(フェローシップ)並びに千合衆国ドルの備品、専門図書その他の参考資料

(b) 千九百六十二年、千九百六十三年、千九百六十四年及び千九百六十五年には、毎年、所長及び高級顧問の役務、特別再教育又は特別研修のための三人の短期専門家の役務、関係地域内の日本国以外の国のための十人分の奨学金（フェローシップ）並びに毎年二千五百合衆国ドルの備品、専門図書その他の参考資料

第四条 政府の義務

1 政府は、国内法に従い、かつ、予算の範囲内で、次のものを提供する。

(a) 第二条1(b)及び(d)に掲げる人員

(b) 研修所の目的の達成に必要な設備された土地及び建物並びにそれらの維持

(c) 研修所の出版物の印刷に必要な便益

(d) 諸施設における研修、調査及び展示の目的のための便益。研修所及びその職員が使用するこれらの諸施設は、行政的に研修所の一部を構成するものとみなしてはならない。

(e) 研修所の計画及び調査に必要な備品、専門図書その他の参考資料

(f) 研修所の計画の効果的な実施に必要なその他の寄与（輸送の便益を含む。）

(g) 機構が国際的に採用する職員に対する医療及び病院における療養についての助力

2 政府は、関係地域からの国際連合奨学金（フェローシップ）受給者その他の者のうち資格のある者に對し、研修所を利用することができようにし、かつ、この目的のため、国内法令に従い、これらの者の日本国への入国及び日本国における滞在について便宜を与えるものとする。

1 研修所に勤務するため任命された機構の役員及び専門家は、国際連合の特権及び免除に関する条約第五条、第六条及び第七条に定める特権及び免除を与えられる。

第五条 特権及び免除

2 前項に掲げる国際連合の特権及び免除に関する条約の諸条は、この協定の附屬書に採録する。

第六条 効力発生、存続及び終了

1 この協定は、国際連合事務総長が政府からこの協定を受諾する旨の通告を受領した日に効力を生じ、第三条に定める第五年度の末日まで引き続き効力を有する。

2 機構又は政府は、おそくともこの協定が効力を失う一年前に、その有効期間の延長を提案することができ。

3 いずれの一方の当事者も、書面による通告により、いつでもこの協定を終了させることができる。終了は、前記の通告を受領した後四箇月を経過した時に効力を生ずる。

以上の証拠として、機構及び政府の代表者は、このため正当に委任を受け、この協定に署名する。

千九百六十一年三月十五日に、ニューヨークで英語により本書二通を作成した。

日本国のために

国際連合日本政府代表

松平康東

国際連合のために

経済社会担当事務次長代理

W・マートン・ヒル

附屬書

国際連合の特権及び免除に関する条約第五条、第六条及び第七条の条文

第五条 役員

第十七款 事務総長は、この条及び第七条の適用を受ける役員の種類を總會に提出する。この種類は、その後、すべての加盟国の政府に通知される。この種類に含まれる役員の名前は、随時加盟国の政府に通知される。

第十八款 国際連合の役員は、

(a) 公的資格で行なつた口頭又は書面による陳述及びすべての行動に関して訴訟手続を免除される。

(b) 国際連合が支払つた給料及び手当に對して課税を免除される。

(c) 国家役務を免除される。

(d) 配偶者及び扶養親族とともに、出入国制限及び外国人登録を免除される。

(e) 為替の便益に關し、当該政府に派遣されている外交使節団に属する外交官で自己の地位と同等のものに与えられる特権と同様の特権を与えられる。

(f) 配偶者及び扶養親族とともに、国際的危機の場合に外交使節が有する歸國の便益と同様の便益を与えられる。

(g) 当該国で最初にその地位につくとき、家具及び携帶品を無税で輸入する權利を有する。

第十九款 第十八款に定める免除及び特権のほか、事務総長及びすべての事務次長は、自己、自己の配偶者及び幼少の子に關して、國際法に從つて外交使節に与えられる特権、免除、除外及び便益が与えられる。

第二十款 特権及び免除は、國際連合の利益のために役員に与えられるものであつて、役員個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総長は、役員が有する免除について、それが裁判の進行を阻害するものであり、かつ、國際連合の利益を害しないであることを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄

昭和三十六年五月十七日 参議院會議録第二十六号 通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

六三〇

する権利及び義務を有する。事務総長の場合には、安全保障理事会がその免除を放棄する権利を有する。

第二十一款 国際連合は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令の遵守を確保し、並びにこの条に掲げる特権、免除及び便宜に関する濫用の発生を防止するために、加盟国の当該官憲と常に協力しなければならぬ。

第六条 国際連合のための任務を行なう専門家

第二十二款 国際連合のための任務を遂行している専門家（第五条の範囲に属する役員を除く。）は、その任務に関する旅行に費やす時間を含めて、任務の期間中、任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を与えられる。この専門家は、特に、次の特権及び免除を与えられる。

(a) 身柄の逮捕又は拘留及び手荷物の押収の免除
(b) 任務を遂行する過程において前記の者が行なつた口頭又は書面による陳述及び行動に関して、すべての種類の訴訟手続の免

除。この訴訟手続の免除は、その者が国際連合の任務に従事しなくなつた場合にも、引き続き与えられなければならない。
(c) すべての書類及び文書の不可侵

(d) 国際連合との通信のために、暗号を使用し、及び伝書使又は封印袋によつて書類又は信書を受けける権利

(e) 通貨又は為替の制限に関し、一時的な公的使命を有する外国政府の代表者に与えられる便宜と同様の便宜

(f) 手荷物に関して、外交使節に与えられる免除及び便宜と同様の免除及び便宜

第二十三款 特権及び免除は、国際連合の利益のために専門家に与えられるものであつて、専門家個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。事務総長は、専門家が有する免除について、それが裁判の進行を阻害するものであり、かつ、国際連合の利益を害しないでそれを放棄することができると判断する場合には、その免除を放棄する権利及び義務を有する。

第七条 国際連合通行証

第二十四款 国際連合は、役員に対し国際連合通行証を発行することができる。加盟国の官憲は、第二十五款の規定を考慮し、この通行証を有効な旅行証明書と認めて受諾する。

第二十五款 国際連合通行証の所持者から国際連合の用務で旅行しているという証明書を添付して査証の申請（その必要がある場合）があつたときは、なるべくすみやかに処理しなければならない。さらに、この所持者には、すみやかに旅行することができるとする便宜を与えなければならない。

第二十六款 専門家その他の者で、国際連合通行証の所持者ではないが国際連合の用務で旅行しているという証明書を有するものには、第二十五款に定める便宜を与えなければならない。

第二十七款 国際連合の用務で国際連合通行証により旅行する事務総長、事務次長及び部長は、外交使節に与えられる便宜と同様の便宜を与えられる。

第二十八款 この条の規定は、国際連合憲章第六十三条に基づいて連

携関係のために締結された協定が規定する場合には、専門機関の相当の地位にある役員に適用する。

〔木内四郎君登壇、拍手〕

○木内四郎君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を一括して御報告申し上げます。

まず、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

従来キューバとの貿易は、わが国が毎年多量のキューバ糖を買い付けておるにかかわらず、キューバ側は、わが方の繊維品、雑貨等に対し差別的高率の関税を課けておりましたため、常にわが国の著しい入超となつておるのであります。このような事態を改善するため、政府におきましては、機会あるごとにキューバとの通商協定締結に努めて参りましたが、昨年春キューバ通商大臣の来訪を機会に交渉が進捗し、四月二十二日東京で協定が署名されたのであります。

この協定は、関税、輸出入規制、出入国、滞在及び事業活動に対する最恵国待遇、並びに船舶に対する内国民及び最恵国待遇等を規定したものであり

ます。この協定の締結により、両国間の通商関係は、安定した基礎の上に発展することが期待される次第であります。

委員会の審議におきましては、キューバとの貿易の実情について説明を聴取した後、キューバ糖輸入の実績、本協定締結を契機とし、片貿易の現状を是正して、わが方の輸出を振興するための具体策及びその見通し等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

次に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について申し上げます。

国連は、つとに犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關する地域的研修所を世界の適当な場所に設置する計画を有していたのであります。その一つとして、一九五四年ラングーンで行なわれた犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關する国連アジア極東セミナーにおいて、同地域の適当な場所にこの研修所を設置することの勧告が採択され、設置の

場所として、国連は最終的にわが国を希望いたしましたので、わが国もこれに同意し、交渉の結果、本年三月十五日、本協定の署名を見るに至ったのであります。

政府の説明によりますと、本協定により、わが国は、国連との共同により、研修所を設置し、アジア諸国から研修生を受け入れ、研修、研究、調査等を行なうことを通じて、社会防衛の分野における国際的協力に資することになるとともに、わが国外交の基本方針たる国連協力及びアジア諸国との友好関係促進も期待される次第であります。

委員会の審議におきましては、設置の場所がパキスタンからわが国に変更になった経緯、国連が特定の地域を限定して研修所を設置する理由及びそれによって期待される実際の効果、単なる研修、研究、調査のみならず、国際犯罪を防止するための国際的協力をはかる必要はないか、本協定に規定する国連の役員に対する特権及び免除の内容等につきまして、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

委員会は、昨十六日両件に対する質疑を終わり、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、通商に関する日本国とキューバ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 次に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本件は承認することに決しました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、結核予防法の一部を改正する法律案(内閣

提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長吉武恵市君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平君

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(結核登録票)

第二十四条 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄区域内に居住する結核患者及び省令で

定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の記録は、第二十二条の規定による届出又は通報があつた者について行なうものとする。

3 結核登録票に記録すべき事項、その移管及び保存期間その他結核登録票に關し必要な事項は、省令で定める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(精密検査)

第二十四条の二 保健所長は、結核登録票に登録されている者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、エックス線検査その他省令で定める方法による精密検査を行なうものとする。

第二十五条中「前条の規定により登録した結核患者」を「結核登録票に登録されている者」、「患者」を「その者」に改める。

第二十八条第一項中「健康診断」の下に「又は精密検査」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするとき

は、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所に置かれた結核検査協議会の意見をきかなければならない。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の命令をしようとする場合に準用する。

第三十五条を次のように改める。

(従業禁止、命令入所患者の医療)

第三十五条 都道府県は、都道府県知事が第二十八条の規定により従業を禁止し、又は第二十九条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者又はその保護者から申請があつたときは、当該患者が指定医療機関において受ける第一号から第四号までに掲げる医療に要する費用並びにその医療を受けるために必要な第五号及び第六号に掲げるものに要する費用を負担する。ただし、第五号及び第六号に掲げるものに要する費用については、都道府県知事が必要と認める場合に限る。

一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 医学的処置、手術及びその他の治療 四 病院又は診療所への収容 五 看護 六 移送 2 都道府県は、前項に規定する患者が未帰還者留守家族等援護法の規定によつて医療を受けることができるるとき、又は当該患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部若しくは一部を負担することができることを認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。 3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。 第三十六条第五項中「若しくは第三項」を「又は第三項」に、「又は診療科名の変更等により」を「その他」に改める。	第三十七条の見出しを（他の法律による医療に関する給付との調整）に改め、同条第三項を次のように改める。 3 第三十五条第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合においては、保険者等は、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、社会保険各法の規定による給付をなすことを要しない。 第三十七条に次の一項を加える。 4 第三十五条第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、児童福祉法の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行なわれない。 第三十八条の見出しを（診療報酬の請求、審査及び支払）に改め、同条第一項中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第三項中「前項の支払」を「指定医療機関に対する診療報酬の支払」に改め、「又は省令で定める者」を削り、同項を同	条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。 3 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。 4 指定医療機関は、都道府県知事が行なう前項の決定に従わなければならない。 5 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。 第三十九条第一項中「国民健康保険」を「健康保険」に改める。 第四十条中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を加え、「同条同項に規定する者」を「当該患者及びその保護者」に改める。 第四十一条の見出し中「急迫時」を「緊急時等」に改め、同条第一項を次のように改める。 都道府県は、その区域内に居住する結核患者又は都道府県知事が第二十八条の規定により従業を禁	止し、若しくは第二十九条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた患者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第三十四条第一項の規定に基づき省令で定める医療又は第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用並びにその医療を受けるために必要であつた看護及び移送に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。これらの者が指定医療機関から第三十四条第一項の規定に基づく省令で定める医療又は第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十四条第一項又は第三十五条第一項の申請をしないで行なわれたものであるときも、同様とする。 第四十一条第二項中「第三項」の下に「又は第三十五条第三項」を加え、	同条第三項中「療養費」を「療養費」に改め、同条第四項を次のように改める。 4 第一項の療養費の支給を受ける者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合において、同項に規定する医療並びに看護及び移送が社会保険各法の規定による療養の現物給付として行なわれ又は療養費の支給の対象となつたものであるときは、同項に規定する療養費は、同項の規定にかかわらず、保険者等に支払ふものとする。ただし、当該患者が、当該医療並びに看護及び移送に要する費用につき負担し又は負担することとなつた額がある場合において、その額が、当該医療並びに看護及び移送につき第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による都道府県の負担が行なわれるものとした場合における当該患者の負担すべき額をこえるときは、そのこえる額に相当する部分については、この限りでない。 第四十一条に次の一項を加える。 5 前条の規定は、第一項の申請について準用する。
---	---	---	---	--

第四十二条第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「都道府県」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「差し止める」を「差し止めさせ、又は差し止める」に改める。

第四十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第四十五条第六項に次のただし書を加える。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十八条第一項中「第三十四条第一項の申請」を「第二十八条及び第二十九条の命令並びに第三十四条第一項の申請」に改める。

第五十一条第九号中「医療費の支給」を「療養費の支給又は支払」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四条の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

第五十六条の次に次の一条を加える。

(国庫の負担)

第五十六条の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その十分の八を負担する。

一 第五十一条第九号の費用

二 第五十一条第十号の費用のうち、その額が第三十五条第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

第五十七条第二号中「第五十一条各号」を「第五十一条第一号から第八号まで及び第十号」に、「費用を除く」を「費用及び前条第二号の費用を除く」に改め、同条第三号中「前条」を「第五十六条」に改める。

第六十二条中「若しくは予防接種」を「予防接種若しくは精密検査」に改める。

第六十八条中「第十四条」の下に「第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む)、第二十九条第一項及び第三項を、第三十四条第二項及び第三項の下に、第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項を加え、第四十二条

第一項」を削り、「第五十一条第二号、第四号及び第五号」を「第五十一条第二号、第四号及び第六号」に、「第三十一条第二項」を「第二十八条第三項、第三十一条第二項に改め、第三十四条第二項」の下に、「第三十五条第一項及び第二項」を加え、「第三十七条第二項、第三十八条、第四十一条第一項、第四十二条第二項」を「第三十七条第二項から第四項まで、第三十八条第一項、第二項及び第六項、第四十一条第一項及び第四項」に、「第四号から第七号まで及び第九号」を「及び第四号から第十号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 保健所を設置する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く)の区域内に居住する者に対してこの法律の施行前に

都道府県知事が改正前の第二十八条又は第二十九条の規定によつて行なつた処分は、当該保健所を設置する市の長が行なつたものとみなす。

3 この法律の施行前に行なわれた改正前の第三十五条の規定による申請及び同条の費用を負担する旨の決定は、改正後の第三十五条第一項の規定による申請及び同項の費用を負担する旨の決定とみなす。この場合において、前項の者については、当該申請は、当該保健所を設置する市に対して行なわれたものとみなし、当該決定は、当該保健所を設置する市が行なつたものとみなす。

4 第二項の者がこの法律の施行前に受けた医療に要する費用についての都道府県の負担については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に結核予防審議会の委員の職にある者の任期は、改正後の第四十五条第六項本文の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までとする。ただし、関係行政庁の職員のうちから任命された委員については、この限りでない。

6 改正前の第三十五条の規定により都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市

が負担した費用に対する国庫の補助については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

7 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項」に、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」を「結核予防法第三十八条第六項」に改める。

〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました結核予防法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

昭和三十六年五月十七日 参議院會議録第二十六号 結核予防法の一部を改正する法律案 防災建築街区造成法案

結核につきましては、医療の進歩により近年死亡率は著しく減少いたしました。新患者の発生はなお毎年相当数に上り、しかも、患者は比較的所得の低い階層に集積して、他への感染源となつてゐる実情であります。本法律案は、このような状況にかんがみ、感染源患者に対する施策を強化し、もつてわが国の結核対策を一そう推進せんとするものであります。

その要旨は、第一に、感染源患者に対し行政庁が療養所への入所を命じた場合に、必要な医療費は、原則として全額を公費負担とし、患者の負担能力のある場合に限って自己負担をさせるとともに、国庫補助率を従来の二分の一から十分の八に引き上げる等の措置を講ずること。第二に、この公費負担は社会保険各法による保険給付に優先することとして、その間の調整を行なうこととあります。

本案につきましては、各委員より熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもな点は、結核の予防撲滅の対策、特に予防治療、アフター・ケアの一貫した対策の確立、低所得層並びに山間僻地における潜在患者に対する措置等について、また入所命令を適用する場合の経済上医学上の基準等について、政

府の見解をただしたほか、命令入所と生活保護の關係、公費負担の引き上げによる社会保険財政への影響等について質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は會議録に譲ります。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、防災建築街区造成法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長長橋補鹿蔵君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防災建築街区造成法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十一日

衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長 松野鶴平君

防災建築街区造成法案
防災建築街区造成法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則(第四条—第八条)

第二節 事業(第九条)

第三節 組合員(第十条—第十四条)

第四節 設立(第十七条—第二十三条)

第五節 管理(第二十四条—第四十三条)

第六節 監督(第四十四条—第四十六条)

第七節 解散及び清算(第四十七條—第五十条)

第八節 補則(第五十一条—第五十三条)

第三章 地方公共団体が施行する

防災建築街区造成事業

(第五十四条—第五十五条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、防災建築街区

における防災建築物及びその敷地

の整備について必要な事項を規定

することにより、都市における災

害の防止を図り、あわせて土地の

合理的利用の増進及び環境の整備

改善に資し、もつて公共の福祉に

寄与することを目的とする。

(定義)

第二章 防災建築物及びその敷地の整備
第一条 この法律は、防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備について必要な事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第三章 建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域(以下「危険区域」といふ)を指定する。危険区域に指定された土地又は建築物は、防災建築物として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2 防災建築街区は、都市の枢要地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章 防災建築街区造成組

合

第一節 通則

(目的)

第四条 防災建築街区造成組合（以下「組合」という。）は、防災建築街区において防災建築物を建築し、よりとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、防災建築街区における適正な防災建築物の建築を促進し、土地の合理的利用と環境の整備改善を図ることを目的とする。

(人格)

第五条 組合は、法人とする。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に防災建築街区造成組合という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、防災建築街区造成組合という名称を用いてはならない。

(登記)

第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項及び第五十条の規定は、組合について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第九条 組合は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 防災建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備（建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。）に関する基準を作成し、その他防災建築物の建築に関し組合員に対して助言し、又は指導すること。

二 組合員の委託を受けて、防災建築物の建築及びその敷地の整備に関し組合員が行なうべき事務を処理すること。

三 組合員のために、防災建築物の建築及びその敷地の整備に要する資金の借入れをあっせんし、又はその借入れについての保証をあっせんすること。

四 組合員の共同の利便に供する施設を建設すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

2

組合は、前項に掲げる事業のほか、必要があるときは、防災建築物の敷地の取得及び整備、防災建築物の建築並びに防災建築物及びその敷地の組合員に対する譲渡その他の組合の目的を達成するため必要な事業を行なうことができる。

第三節 組合員

(資格)

第十条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者とする。

(出資及び組合員の責任)

第十一条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資させることができる。

2 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3 組合財産によつて組合の債務を完済することができないときは、

組合に出資した各組合員は、その出資額に應ずる割合により、これを弁済する責に任ずる。この場合においては、民法第六百七十五条の規定を準用する。

(議決権及び選挙権)

第十二条 組合員は、定款に別段の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

(経費)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第十四条 組合は、定款で定めるところにより、出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員に対して、過怠金を課することができる。

(法定脱退)

第十五条 組合員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、その組合員に対してその旨を通知し、その者又は代理人が總會において弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二 その他定款で定める理由に該當する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(組合員の地位の承継)

第十六条 前条第一項第一号又は第二号の規定により組合員が脱退したときは、当該組合員の第十条に規定する権利を承継した者は、定款で定めるところにより、当該組

合員の地位を承継することができる。

第四節 設立

(発起人)

第十七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五人以上の者が発起人とならなければならない。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の少なくとも二週間前までに、組合員たる資格を有する者のすべての者に対して周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する定款

の規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 第十二条、第四十一条第三項及び第四項並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、創立総会について準用する。

この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「防災建築街区造成法第十八条第五項」と読み替へるものとする。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに建設省令で定める事項を記載した書面を添附し、市町村長を経由して、建設大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類の提出があつたときは、すみやかに、その意見をつけて、これを建設大臣に送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 組合又は組合員が建築しようとする建築物及びその敷地が、当該防災建築街区において災害を効果的に防止するものであり、かつ、土地の合理的利用及び環境の整備改善を図ることを考慮したものであること。

三 事業を行なうため必要な経済的基礎その他その目的を達成するため必要な能力が充分であること。

るため必要な能力が充分であること。

(認可又は不認可の通知)

第二十条 建設大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)

第二十一条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十二条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十三条 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「二年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

第五節 管理

(定款)

第二十四条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業
- 四 地区
- 五 事務所所在地
- 六 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する事項
- 七 経費の分担に関する事項
- 八 役員に関する事項
- 九 総会に関する事項
- 十 経理に関する事項
- 十一 事業年度
- 十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因となる事実を定めたときは、その時期又は原因となる事実を記載しなければならない。

(規約)

第二十五条 組合の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(役員)

第二十六条 組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、組合員又は組合員である法人の役員でなければならぬ。ただし、設立当時の役員は、組合員とならうとする者又は組合員とならうとする法人の役員でなければならぬ。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

(役員の変更の届出)

第二十七条 組合は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

(役員任期)

第二十八条 役員の任期は、二年以内において、定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

3 役員は、再任されることができぬ。

(役員責任)

第二十九条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

(役員兼職禁止)

第三十条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が組合を代表する。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十二条 理事は、定款、規約、総会の議事録及び建設省令で定める事項を記載した組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員又は組合の債権者は、いつでも前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合

には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十三条 理事は、通常総会の日の一週間前までに財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の書類について準用する。

(会計帳簿等の閲覧)

第三十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(民法及び商法の準用)

第三十五条 民法第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第五十九条の規定は監事について、

商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二及び第二百五十八条第一項の規定は役員について準用する。

(総会の招集)

第三十六条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

第三十七条 理事は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

第三十八条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第三十九条 総会招集の通知は、少なくとも会日の一週間前までに、

会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項等)

第四十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十九条第三項及び第二十條の規定は、前項の認可について準用する。

(総会の議事等)

第四十一条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定のある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 議長は、総会において選任する。

4 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別の議決)

第四十二条 次の事項は、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 解散

三 組合員の除名

(民法及び商法の準用)

第四十三条 民法第六十四条並びに商法第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三条の規定は、総会について準用する。この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、又は商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「防災建築街区造成法第三十九条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「防災建築街区造成法第四十二条」と読み替えるものとする。

第六節 監督

(届出等)

第四十四条 組合は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 組合は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書を建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五条 建設大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、組合の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(警告等)

第四十六条 建設大臣は、組合の運営がこの法律若しくはこの法律に基づき命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その組合に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないとき、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一 業務の一部の停止

二 設立の認可の取消し

2 建設大臣は、前項に規定する処分をする場合には、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

(解散)

第四十七条 組合は、次の場合には、解散する。

一 総会において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 定款で定める存立時期が満了した場合

四 定款で定める解散の原因となる事実が発生した場合

五 設立の認可を取り消された場合

2 解散の決議は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十条の規定は、前項の認可について準用する。

(清算事務)

第四十八条 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第四十九条 清算事務が終わつたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十条 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二、第十五第二項及び第三項、第三百三十六、第三百三十七、第三百三十八条並びに第三百三十八条ノ三の

規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第八節 補則

(組合への加入の勧告等)

第五十一条 都道府県知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、災害を効果的に防止し、かつ、土地の合理的利用を図るため必要があると認めるときは、組合員たる資格を有する者に対して組合への加入を勧告することができる。

2 都道府県知事、市町村長又は組合は、組合の地区内の土地又は建物について権利を有する者の間に紛争があるため組合に加入することができない者があるときは、当事者の間の権利関係の調整について、あつせんを行ふことができる。

(建築協定のあつせん)

第五十二条 組合は、土地の所有者及び借地権者が建築基準法第六十九条に規定する建築物に関する協定をすることをあつせんすることができる。

(不服の申立て等)

第五十三条 この章の規定による建設大臣の処分(第六十条の規定に

より建設大臣の権限の一部が都道府県知事に委任された場合には、当該都道府県知事の処分)に不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に建設大臣に対して不服の申立てをすることができ

る。
2 前項の規定による不服の申立てがあつたときは、建設大臣は、その不服の申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の規定による不服の申立てについて準用する。

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業

(地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業)

第五十四条 都道府県又は市町村は、みずから必要な権利を取得し、又は関係権利者の委託を受け、防災建築街区造成事業(防災建築街区において行なう防災建築物及びその敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をい

る。以下同じ)を施行することができる。

第五十五条 都道府県又は市町村が、防災建築街区内の地上階数三以上の耐火建築物を建築する者が、耐火建築物がある部分で、防災建築街区における防災の効果著しく害するおそれがないと認められた部分を除く)で次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域につき、当該区域内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者(その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者)及びその土地にある建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)の総数の三分の二以上の申出に基づいて施行する防災建築街区造成事業については、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律

第 号。以下「市街地改造法」という。第二章(第十七条第二項及び第五節を除く)、第三章(第六十四条から第六十七条までを除く)及び附則第二項の規定を準用する。この場合においては、同法第十三条第一項中「都市計画事業として決定された」とあるのは、「事業計画の認可を受けた旨の公告があつた」と読み替えるほか、必要な技術的説書等は、政令で定める。
一 当該区域内に建築基準法第三十九条第二項の規定に基づく条例の規定又は同法第六十一条の規定に適合しない建築物が当該区域内にある建築物の合計戸数の四分の三以上あり、かつ、これらの建築物が密集しているため災害の発生のおそれ著しいこと。
二 当該区域内にあるもつぱら居住の用に供する建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の四分の一以下であること。
三 当該区域内における防災建築街区造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること。
2 建設大臣は、前項の規定により準用する市街地改造法第十八条の

規定により事業計画又はその変更について認可する場合においては、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

第四章 国及び地方公共団体の援助

(地方公共団体の補助)

第五十六条 都道府県又は市町村は、防災建築街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する経費の一部を補助することができる。

(国の補助)

第五十七条 国は、都道府県又は市町村が前条の規定により補助金を交付し、又はみずから防災建築街区において防災建築物を建築する場合に、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(技術的援助の請求)

第五十八条 防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県は建設大臣に対し、防災建築物の

建築又はその敷地の整備のため、それぞれ防災建築物の建築又はその敷地の整備に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(固定資産税の軽減)

第五十九条 第五十六条の規定による補助に係る防災建築物に対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六十二条第二項の規定の適用があるものとする。

第五章 雑則

(権限の委任)

第六十条 この法律(第五十五条第一項において準用する市街地改造法を含む。以下同じ)又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に関する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第六十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けないで土地に試掘等を行なつた者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第六十四条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした組合の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十八条第六項、第二十三条若しくは第四十三条において準用する商法の規定又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

三 第二十七条又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十二条、第三十三条又は第三十四条後段の規定に違反したとき。

五 第四十条第二項又は第四十七条第二項の規定による認可の申請の際提出すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第四十四条第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 七 定款、財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十七条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に防災建築街区造成組合という名称を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第六条第二項の規定は適用しない。

(耐火建築促進法の廃止)

3 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)は、廃止する。

4 旧耐火建築促進法(以下「旧法」という。)第五条、第六条又は第十条の規定によつてした補助及びその補助に係る耐火建築物に関し

ては、なお従前の例による。旧法第六条の規定による国の補助金で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項の規定により昭和三十六年度に繰り越さ

れた歳出予算の経費に係るもの及びその補助に係る耐火建築物についても、同様とする。

5 この法律の施行前一年以内に制定された旧法第七条第二項の政令により定められた区域内における耐火建築物の建築に関しては、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号ノ二中「市街地改造事業」の下に「又、防災建築街区造成法第五十五条第一項ノ規定ニ依ル防災建築街区造成事業」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

7 建設省設置法(昭和二十三年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の二中「耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)」を「防災建築街区造成法(昭和三十六法律第 号)」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

8 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八項を次のように改める。

8 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築物造成法(昭和三十六年法律第 号)第二条第三号に規定する防災建築物街区区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

第二十一条の三第三項第四号中「他人」の下に「(防災建築物街区造成法による防災建築物街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く。)」を加える。

9 住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定され

ている防火建築物の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることが出来る。

10 附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。以下附則第十二項において同じ。)により防火建築物の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに關しては、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

11 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第二項中「又は耐火建築物促進法(昭和二十七年法律第六十号)第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合」及び「又は当該耐火建築物の一部の取得」を削る。

第七十三条の十四第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三十一条第一項」の下に「(防災建築物街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第五十五条第一項にお

いて準用する場合を含む。)」を、「第四十一条第一項」の下に「(防災建築物街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を、「市街地改造事業」の下に「又は防災建築物街区造成事業」を加え、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加え、第九項を削る。

8 住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防災建築物街区造成法第三条の規定に基づき指定された防災建築物街区の区域内に防災建築物(同法第二条第二号に規定する防災建築物をいう。以下本条及び第七十三条の二十七の三において同じ。)である家を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、住宅金融公庫法第二十條第七項の規定により住宅金融公庫の定めるところによつて算出した防災建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該家屋の床面積の合計を乗

じた額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の二の次に次の一條を加える。

(防災建築物街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の三 道府県は、防災建築物街区造成組合(以下本条において「組合」という。)が、防災建築物街区造成法第九条第二項の規定に基づき防災建築物の敷地を取得し、又は防災建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該組合による当該不動産の取得に對する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、組合が防災建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収額予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「当該譲渡担保権者」

とあるのは、「当該組合」と読み替へるものとする。

12 旧法第五条又は第十二条の規定に基づく補助金の交付を受けて家を新築し、又は増築した場合及び附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防火建築物の区域内に家を新築した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 その他の特例(第四十一条の七)」を「第六節 その他の特例(第四十一条の七・第四十一条の八)」に改める。

第三十一条第一項第一号中「以下次条」を「防災建築物街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第五十五条第一項について準用する場合を含むものとし、以下次条」に改める。

昭和三十六年五月十七日 参議院會議録第二十六号 防災建築街区造成法案 労働省設置法の一部を改正する法律案

六四二

第二章第六節第四十一条の七の次に次の一条を加える。

(防災建築補助金の総収入金額不算入)

第四十一条の八、個人が、防災建築街区造成法第五十六条の規定により地方公共団体から同法第二条第二号に規定する防災建築物で当該個人の事業の用に供さないものの新築に要する費用に充てた場合には、当該費用に充てた補助金の金額は、政令で定めるところにより、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2 前項の防災建築物の新築の費用に充てたため交付を受けた補助金につき同項の規定の適用を受けた場合には、当該防災建築物の取得価額については、同項の規定の適用を受けた補助金に相当する金額の取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けたようとする旨並びに交付を受けた補助金の金額、その建築の費用に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

第六十五条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

〔稲浦鹿蔵君登壇、拍手〕
○稲浦鹿蔵君 ただいま議題となりました防災建築街区造成法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

都市の不燃化につきましては、昭和二十七年に耐火建築促進法が制定されておりますが、同法により造成される防火建築帯は、名のごとく帯状に指定され、土地の利用上、また環境の整備上、不十分な結果を招いておりますので、これを面状に拡大し、また、従来の個人補助方式を廃して共同建築化を促進するため、組合を対象とし、かつ災害の範囲を、火災のみでなく、水

害、高潮、津波等広く災害の防止をはかるため、耐火建築促進法を廃止して新たに本案が提出されたのであります。

その要旨は、第一に、防災建築街区は、都市計画区域内にある災害危険区域または防火地域内の土地について、関係市町村の申し出に基づいて、建設大臣が指定することになっております。第二に、事業の施行主体は、その街区内の土地所有権者、借地権者等で組織する防災建築街区造成組合であります。また、地方公共団体が行なう道も開かれておりまして、この場合、特に公共性が強く、街区内関係権利者の総数の三分の二以上の申し出によって行なう場合は、公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律を準用して施行することになっております。

第三に、地方公共団体が組合事業に対して補助金を交付する場合あるいはみずから事業を行なう場合には、国はその経費の一部を補助することができま

す。本案の審議におきましては、耐火建築促進法及び市街地改造法との相違、補助の実態と将来の計画等を中心に行なわれましたが、詳細は会議録で御承知を願います。

かくて質疑を終了、討論に入りまし

たところ、日本社会党を代表して木下委員から附帯決議を付して賛成する旨の発言がありました。その決議案は、

一、防災建築街区の指定に当たっては、中小都市の防災化を充分に考慮して行なうこと。

二、防災建築街区の建築等整備事業に対しては、積極的に財政及び金融措置を講ずること。

三、造成組合の事業については、組合員個々の既得権利が不当に侵害されることのないよう十分に指導監督すること。

次いで、民主社会党を代表して田上委員、自由民主党を代表して松野委員からそれぞれ賛成の発言がありました。

討論を終結、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、木下委員提案の附帯決議案について採決の結果、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第五、労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長吉江勝保君。

審査報告書

労働省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって別冊の通り修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十六年五月十六日

内閣委員長 吉江 勝保

参議院議長松野鶴平殿

附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、職業訓練に関する事務の円滑な遂行を期するため、

従来の職業安定局職業訓練部を職業訓練局にしようとするもの等であつて、その措置は妥当と認めらる。

なお、施行期日について別紙のごとき修正を加えた。

二、費用

本法律案に伴う費用は約百六十三万円であつて、昭和三十六年度予算に計上されている。

労働省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年三月三十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律

法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第四条中第四十八号を第四十九号とし、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「職業安定局」を「職業訓練局」に改め、同条第二項中「及び職業訓練部」を削る。

第十条第一項中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とし、第四号の四を第四号の三とし、同項第八号中「職業訓練法、炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五条の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「第四号の三」を「第四号の二」に改め、同条第三項を削る。

第二章第一節中第十条の次に次の一条を加える。
(職業訓練局の事務)
第十条の二 職業訓練局において、次の事務をつかさどる。
一 職業訓練計画の策定に関すること。
二 公共職業訓練及び事業内職業訓練に関すること。

三 職業訓練指導員の免許に関すること。

四 技能検定に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、職業訓練法の施行及び炭鉱離職者に対する職業訓練に関することその他労働者の技能の向上に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。

附則
この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔吉江勝保君登壇、拍手〕

○吉江勝保君 ただいま議題となりました労働省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を設置しようとするものであります。政府が、この職業訓練局新設の理由として述べる所によると、従来、職業訓練に関する事務は、労働省職業安定局職業訓練部において所掌してきたが、この事務の重要性にかんがみ、政府の職業訓練に関する諸施策を総合的かつ積極的に推進するための局を設けることがせむと

も必要と考え、労働省の内部部局として新たに職業訓練局を置き、職業訓練に関する事務の実施に遺憾なきを期することとしたのであります。

内閣委員会は、前後五回委員会を開き、この間、石田労働大臣、小坂外務大臣及び小澤行政管理局長官その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当たりました。

委員会の審議において問題となつたおもな点を申し上げますと、職業訓練部を独立の局に昇格する積極的な理由と、労働行政一元化の見地より、職業安定行政と職業訓練行政とを引き離して職業訓練部を職業訓練局に昇格させることとは否、職業訓練局の組織と定員は職業訓練部の組織と定員をそのままの形で移したることとなつておつて、

政府が職業訓練の業務をさらに推進せんとする気迫がうかがわれぬ点、国民所得倍増計画と職業訓練行政との関係、特にこの計画達成のため技能労働者充足の目的、若年者に対する職業訓練に比し中年以上の離職者に対する職業訓練が比較的軽視されている傾向が見られるが、その理由と今後の対策、農業、石炭産業、貿易の自由化等、産業構造の変化と技術の刷新に伴い今後発生する離職者に対し、今後政府がと

らんとする施策等の諸点でありまして、その審議の詳細は委員会会議録に譲りたいと存じます。

去る五月十六日の委員会において質疑を終わり、次いで討論に入りましたところ、自由民主党を代表して村山委員より、本法律案の施行日について所要の修正案が提出せられ、修正部分を除く原案に賛成する旨の討論が行なわれました。討論終了後、まず、村山委員提出の修正案を採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで、修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決せられました。よつて本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は委員会修正通り議決せられました。

昭和三十六年五月十七日 参議院會議録第二十六号

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

議員

杉山	昌作君	村山	道雄君
谷口	慶吉君	森	八三二君
小平	芳平君	田中	清二君
櫻井	志郎君	加賀山	之雄君
稻浦	鹿藏君	大泉	寛三君
大竹	平八郎君	加藤	正人君
中尾	辰義君	鈴木	恭一君
佐藤	芳男君	吉江	勝保君
奥	心めお君	三太	與吉郎君
苦米	地英俊君	山本	米治君
市川	房枝君	堀	末治君
藤野	繁雄君	村上	義一君
北條	鶴八君	千田	正君
太田	正孝君	笹森	顯造君
黒川	武雄君	泉山	三六君
杉原	荒太君	野上	進君
山本	杉君	谷村	貞治君
天竺	良吉君	米田	正文君
島島	德次郎君	金丸	富夫君
徳永	正利君	仲原	善一君
手島	榮君	鍋島	直紹君

石谷 憲男君	増原 恵吉君
山本 利壽君	勝俣 稔君
小幡 治和君	佐野 廣君
後藤 義隆君	中野 文門君
前田佳都男君	上原 正吉君
岩沢 忠恭君	野本 品吉君
小柳 牧齋君	宮澤 喜一君
谷口弥三郎君	杉浦 武雄君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君
紅露 みつ君	大内 四郎君
斎藤 昇君	吉武 恵市君
下條 康麿君	寺尾 豊君
田中 茂麿君	西田 信二君
林田 正治君	鹿島 俊雄君
赤間 文三君	青田源太郎君
安部 清美君	松村 秀逸君
井川 伊平君	堀見 俊二君
上林 忠次君	堀原 茂嘉君
高野 一夫君	前田 久吉君
横山 フク君	平島 敏夫君
館 哲二君	小林 武治君
大谷 賛雄君	青柳 秀夫君
高橋進太郎君	小沢久太郎君
古渥 信三君	秋山俊一郎君
重宗 雄三君	郡 祐一君
草葉 隆圓君	一松 定吉君
木村篤太郎君	野田 俊作君
大森 創造君	豊瀬 禎一君
千葉千代世君	山本伊三郎君

武内 五郎君	小柳 勇君
鶴園 哲夫君	横川 正市君
坂本 昭君	大川 光三君
岡村文四郎君	松永 定二君
鈴木 壽君	伊藤 顕道君
柳木 亨弘君	重政 庸徳君
亀田 得治君	阿具根 登君
大和 亨一君	大倉 精一君
西川甚五郎君	小笠原三三男君
小酒井義男君	光村 甚助君
湯澤三千男君	井野 碩哉君
植竹 春彦君	加藤シヅエ君
清澤 俊英君	吉田 法晴君
小林 幸平君	松澤 兼人君
岩間 正男君	須藤 五郎君
米田 勲君	大矢 正君
北村 暢君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	田上 松衛君
田畑 金光君	木下 友教君
秋山 長造君	久保 等君
相馬 助治君	向井 長年君
戸叶 武君	椿 繁夫君
矢嶋 三義君	成瀬 幡治君
天田 勝正君	東 隆君
岡 三郎君	佐多 忠隆君
田中 一君	藤原 道子君
千葉 信君	近藤 信一君
羽生 三七君	内村 清次君
赤松 常子君	棚橋 小虎君

國務大臣

外務大臣

労働大臣

建設大臣

政府委員

學

〔第二十二号参照〕

審查報告書

森林開発公団法の一部を改正する

法律案

右多數をもつて可決すべきものとす

告する。

昭和三十六年四月二十五日

農林水産
委員 受
藤野

參議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、從來、公有林野等

てきた水源林造成事業の廃止に伴

二、費用

本法施行に要する費用として

森林開發公社

金十億円が計

寸字夾筆

本法律案の提

な準備を欠くらうらみがあつて、遺憾

とするところである。

特に慎重な用意を尽すべきである。

1

霍奎報生

航空機工業振興

る法律の一節

と議決した。よつて要領書を添へ

とするものであつて、航空機工業の発展に資するため、適当な措置と認めた。

二、費用

昭和三十六年度一般会計予算中、予算総則に、国が昭和三十六年度において日本航空機製造株式会社の同年度における債務について保証することが出来る限度額を、借入金三億円及びその利子に相当する金額とする旨規定されている。

〔参照〕

五月十六日議長において、左の通り議席を変更した。

二四六 千葉 信君

参議院会議録第二十五号中正誤

へし段 行 誤 正

五七五 三 おりましょ ありましょ
うか

昭和三十六年五月十七日 参議院会議録第二十六号

昭和三十六年五月十七日 参議院會議録第二十六号

六四六

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一冊 十五円
（但し原書紙は二十円）
（送料別）

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二五 報課